

# 健康ガイドブック 仕様書

## 1. 概要

健診（検診）、予防接種、乳幼児健診、母子保健サービス等の情報提供を目的として、企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向けの冊子「健康ガイドブック」を近江八幡市（以下「市」という。）と民間事業者等が協働で発行する。

## 2. 対象年度 令和9（2027）年度版

令和10（2028）年度版

令和11（2029）年度版

## 3. 制作期間等

- |          |     |                    |
|----------|-----|--------------------|
| (1) 制作期間 | 第1期 | 令和 8年8月から令和 9年2月まで |
|          | 第2期 | 令和 9年7月から令和10年2月まで |
|          | 第3期 | 令和10年7月から令和11年2月まで |
| (2) 納品日  | 第1期 | 令和 9年3月25日（木）      |
|          | 第2期 | 令和10年3月末（未定）       |
|          | 第3期 | 令和11年3月末（未定）       |
| (3) 配布期間 | 第1期 | 令和 9年4月～令和10年3月    |
|          | 第2期 | 令和10年4月～令和11年3月    |
|          | 第3期 | 令和11年4月～令和12年3月    |

## 4. 規格等

- |         |  |
|---------|--|
| (1)部数   | 32,200部/期（戸別配布 30,400部 転入者用 1,800部）            |
| (2)冊子規格 | A4版冊子<br>フルカラー                                 |
| (3)紙質   | 事業者提案による                                       |
| (4)製本   | 事業者提案による                                       |
| (5)主な内容 | 健康・保健に関する情報（健（検）診、予防接種、乳幼児健診、母子保健サービス等）        |
| (6)広告掲載 | 全紙面に対する広告の割合は40%以下<br>近江八幡市広告事業実施要綱を遵守するものとする。 |
| (7)その他  | 環境への配慮をすること。                                   |

## 5. 作成方法及び役割分担

- (1) 市は協働発行事業者に健康ガイドブックの制作に必要な行政情報をデータ及び手書き原稿等で提供する。

- (2) 協働発行事業者は健康ガイドブックの制作に必要な行政情報以外の情報収集、健康ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び配布を行う。その際、企画、編集については、市と十分協議し、市の承認を得ることとする。
- (3) 行政情報は、近江八幡市域及びその他市が指定する範囲の地域の情報とする。詳細は、協議の上決定するものとする。
- (4) 協働発行事業者は、健康ガイドブックに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は協働事業者に帰属するものとする。

#### 6. 作成経費

健康ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び配本にかかる費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。また、広告募集にかかる物品や書類等についても全て協働発行事業者で負担し、市は一切の準備物の用意及び手続は行わないものとする。

#### 7. 納品方法

- (1) 協働発行事業者は発行した健康ガイドブックを無償で市が指定する場所に一括納入するものとする。
- (2) 納品時に広告部分を除いた全ページをPDF形式に変換した電子ファイルを納品する。

#### 8. 著作権

企画案に基づき作成された製作物のうち、行政情報に関する著作権は市に帰属する。

#### 9. 広告

協働発行事業者の広告掲載については、市が内容の確認を行う。その内容が健康ガイドブックに適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議のうえ変更するものとする。

#### 10. その他

- (1) 形状、色、広告内容等の冊子の仕様については、事前に市と十分に協議すること。
- (2) 文字校正2回以上及び色校正1回以上を完了し、市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (3) 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。行政情報以外に関しては協働発行事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働発行事業者が対応することとする。
- (4) 市からの提供情報については市が、それ以外の情報については協働発行事業者が著作権を持つ。市が著作権を持つページについては、市ホームページに掲載するため、PDF形式にてデータ納品すること。
- (5) 提供された冊子及びPDFについては、協働発行事業者の許可を得て市にて無償で活用できることとする。
- (6) 常に市と緊密な連絡体制をとること。

- (7) 協働発行事業に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏洩等の事故がないように務めること。また、本事業が完了した後も同一とする。
- (8) 制作期間、規格等は協働発行事業者と協議のうえ変更できるものとする。
- (9) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議のうえ決定するものとする。